

令和8年度岡山県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、北部の中国山地から南部の平野部まで、多様な自然環境や変化に富んだ地形を有しており、水田では、地域の気象条件や地理的条件を生かして、米、麦、大豆、飼料作物、園芸作物等、様々な農作物が生産されている。

しかし、近年では、農業者の高齢化等により農業の担い手が減少し、荒廃農地（耕作放棄地）が増加する等、持続可能な生産体制の維持が危ぶまれる状況にある。

このため、本県の水田農業においては、需要に応じた売れる主食用米の生産、水田フル活用による所得の向上、水田農業の担い手育成に関する取組により、競争力の高い水田農業の実現を目指す必要がある。

(1) 需要に応じた売れる主食用米の生産

平成30年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止され、産地の主体的な判断に基づく米生産が行われるようになってきていることから、生産者、集荷事業者は、国や県・地域農業再生協議会からの情報等を踏まえ、自らの販売可能量を見極めて生産量を調整する需要に応じた生産を引き続き行う必要がある。

こうした中、本県の令和7年産主食用米の作付面積は、令和6年産より900ha増加して28,100ha、生産量は148,900トンとなり、県農業再生協議会が示した生産量の目安(148,794トン、面積換算値28,288ha)と概ね同水準であった(令和7年12月12日)。

本県の主食用米の生産量は、中国四国地域第1位であるものの、全国では第18位でシェアは2.1%(令和7年産)と低く、大口ロットでの有利販売は難しい。一方で、「朝日」「アケボノ」、酒造好適米「雄町」等の本県独自品種や業務用等、気象条件に合わせた多様な品種・用途で栽培されている。

このため、奨励品種を中心としたニーズの高い品種への集約を図るとともに、家庭用や業務用等、それぞれの需要に応じて品種の特長を生かした生産・販売を強化する必要がある。また、併せて米の消費拡大にも取り組む必要がある。

(2) 水田フル活用による所得の向上

需要の見込まれる飼料用米に加え、麦、大豆、飼料作物等の作付けや、野菜や果樹等の高収益作物等への作付転換を進める。

(3) 水田農業の担い手育成

本県の基幹的農業従事者は、平成27年から令和7年の10年間で約4割減少し23,143人、平均年齢も71.3(2025年農林業センサス)に達するなど、高齢化と離農が進んでいる。

一方で、水稻作付面積10ha以上の規模の大きい農家や集落営農組織への集積が進みつつあることから、生産性を高め、競争力を強化していくために、認定農業者等の担い手への一層の農地集積・集約化に取り組む必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

業務用にも需要の高いタマネギやキャベツ、市場からの評価が高い桃やブドウなど、地域の実情に応じた収益性の高い作物への転換を推進する。

また、輸出用米や、輸出用日本酒の原料米など、新たな市場を開拓するとともに、県の事業を活用しながら、米の需要拡大を図る。

併せて、飼料用米については、大規模化等の生産性向上に資する取組を推進し、収量の増加・生産コストの低減による生産者の収入増加を図る。

水田を活用した高収益作物の導入・定着に係る地域農業再生協議会等の取組については、岡山県水田農業高収益化推進プロジェクトチーム等がフォローアップする。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

収益力の高い力強い経営体が生産の中心を担う水田農業への転換を図るため、農地中間管理事業の活用により、農地の集積・集約化を図り、水稻作付面積 10ha 以上の経営体を育成する。

(1) 畑地化の推進

市町村の地域計画に基づき、畑地化を進める地区において農地の排水性の改善や集積等に取り組み、畑作物の本作化を進める。交付対象水田については、利用状況の点検等を各地域で行うとともに、畑地化促進事業等を活用し、畑地化の推進を図る。また、転換作物の収量の安定化や、団地化による作業の効率化により、生産性向上を図るため、農地や水利体系など地域の状況に応じ、産地づくりに向けた地域の話合いに基づきブロックローテーションの導入を検討する。

(2) 荒廃農地の発生防止

作物の栽培に適し効率的に農作業できる等の耕作条件を改善するため、市町村の地域計画を踏まえ、ほ場や水路、農道などの農業生産基盤の整備を進めるとともに中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、農用地の保全管理を図ることで、荒廃農地の発生を防止する。

また、耕作者の確保が難しい地域においては、地域ぐるみの話し合いにより営農を続ける農地と粗放的に利用する農地を組み合わせるなどの最適土地利用総合対策を実施することで農用地の保全に努める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

地域の気象条件や品種の特性等を生かしながら、家庭用や業務用、輸出等の多様な需要に対応した米づくりを推進して、消費者や実需者から選ばれる岡山米の産地を育成する。

家庭用米については、「きぬむすめ」や「にこまる」の知名度や需要が高まっていることから、一層の生産拡大を図る。また、「コシヒカリ」をはじめとして食味や栽培方法にこだわった付加価値の高い米の生産を進めるとともに、消費者に対する県産米のPRに努め、「うまい岡山米」のイメージの定着と需要の拡大を図る。

「朝日」「アケボノ」等の業務用米については、省力・低コスト生産技術や収量性の高い品種の導入による生産コストの低減、実需者との契約取引の拡大等により経営安定につなげる。

(2) 備蓄米

政府備蓄米の入札に係る県別優先枠に基づき、当該数量を確保し、国の備蓄運営の状況に応じた適正な生産を進める。

また、落札価格の下落に対応できるよう低コスト生産を進める。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米は、輸入とうもろこしの代替飼料としての需要がある。実需者へ安定的に供給するため、作付面積の確保や多収品種への転換を進める。多収品種への転換に当たっては、異品種の混入を防止する観点から、作付けの団地化を進めつつ、特認品種（中生新千本、とよめき、やまだわら）を含めた多収品種（国の「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める品種）の作付けを推進する。

イ 米粉用米

米粉用米は、米粉パンや米粉麺等の学校給食での一定の需要に加え、一部のパン・菓子店等でも利用されていることから、引き続き需要に応じた生産を進める。

ウ 新市場開拓用米

輸出用日本酒の原料に供する醸造用玄米については、需要が堅調であり、引き続き需要を的確に把握した上で、需要に応じた生産を図る。

エ WCS用稲

県農業再生協議会や地域農業再生協議会との情報共有を図るとともに、耕畜連携に向けた体制強化に努める。

実需者との長期的な計画のもと、安定的な生産供給体制の整備を図る。また肥培管理については、食物の原料となる他用途の作物と同様、病虫害・雑草防除等の基本技術の励行を徹底する。

さらに実需者のニーズに応じ、団地化の促進や、収穫作業を担うコントラクターとの調整等を推進し、作付面積の確保を進める。

オ 加工用米

加工用米は、県南部の主要品種である「アケボノ」「朝日」で主に醸造用（かけ米）として出荷されており、加工米飯用、味噌用、米菓用等としても出荷されている。

醸造用仕向けについては、酒造メーカーから求められる品質を確保しつつ、需要に応じた生産を図る。その他の用途向けでは、加工業者との連携を図ることにより需要に応じた生産を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

大規模経営体や集落営農組織において、水稻や大豆との二毛作を推進し、土地利用率の向上を図るとともに、肥培管理や排水対策等の基本技術の励行による収量、品質の安定化を図り、所得の確保につなげる。

ビール大麦は、ビール会社との契約限度数量を上限に確実に販売することが可能であることから、ビール会社の定める受入品質基準を達成し、契約限度数量の全量を出荷できるよう品質向上に努める。

小麦は、県南部を中心に、うどん用、菓子用及び醤油原料として生産・出荷され、

県北部では地域ブランドを活用したマーケティングの取組により、新たな需要が拡大している。しかし、全県的にタンパク質含有率が低く、実需者の求める品質に対応できていないことや、天候要因等により作柄が大きく変動しやすいことなどから、需要と生産のミスマッチが生じており、需要拡大には、品質向上が課題である。

そのため、排水対策や土づくり、施肥改善対策、病虫害防除など基本技術の励行により品質向上を図ることで、需要に応じた高い品質と安定した生産量を確保し、商品性の高い麦づくりを進める。

イ 大豆

集落営農組織や大規模経営体等による団地化の推進、生産性向上に向けた機械・施設の導入により、作付規模の拡大を推進するとともに、排水対策などの基本技術の励行や省力化技術の普及を進めて収量・品質の向上を図る。

また、加工適性、耐病性等に優れる新品種（はれごころ）への転換を進め、契約栽培など実需者との結びつきにより生産量の維持・拡大を図る。

黒大豆は、県中北部を中心に栽培され、全国有数の産地として、大粒品は主に煮豆用として、中粒品や小粒品は主に菓子用の原料として出荷されているが、生産者の高齢化や担い手不足に加え、夏季の高温・乾燥や台風等の気象の影響により収量や品質が安定しないことが課題となっており、気候変動に対する技術対策の確立が望まれている。

ウ 飼料作物

県農業再生協議会や地域農業再生協議会との情報共有を図るとともに、耕畜連携に向けた体制強化に努める。

また飼料作物は、播種時期及び収穫時期がさまざまであること、作業工程が少ないことや収穫作業をコントラクターへ委託することが可能であるため、基幹作物と組み合わせることで、水田のフル活用や所得の向上、耕畜連携の推進及び労働力の分散が期待できる。

喫緊の課題として、実需者からの需要が高いイタリアンライグラスや、飼料用とうもろこし等の作付けを検討し、需要に応じた生産を進める。

（５）そば、なたね

そばについては、県中北部を中心に産地化が図られており、主に地元のそば店等の実需者との結びつきにより作付けが行われ、地産地消による地域活性化につながっている。気象の影響を受けやすく、生産量が不安定なことが課題であり、排水対策の徹底等により収量・品質の向上を図りつつ、６次産業化の取組など地域活性化に寄与する地域振興作物として、需要に応じた生産を進める。

なたねについては、排水対策の徹底等により収量・品質の向上を図りつつ、地産地消による地域活性化に寄与する作物として、需要に応じた生産を進める。

（６）地力増進作物

①地力増進作物の活用目的

地力増進作物による土壌への有機物供給、土壌条件の改善及び地力増進を図り、化学肥料に依存しない有機農業をはじめとする環境保全型の農業への取組を拡大することを目的とする。

②活用目的に照らして推奨する具体的作物

アカクローバ、イタリアンライグラス、エビスグサ、エンバク、カラシナ（チャガラシ）、ギニアグラス、クリムソンクローバ、クロタリヤ（ジュンシア）、コムギ、シロカラシ（キカラシ）、シロクローバ、スーダングラス、セスバニア（カンナビア）、ソルガム、トウモロコシ、ナタネ、ハゼリソウ、ヒマワリ、ヘアリーベッチ、マリーゴールド、ライコムギ、ライムギ、レンゲ

（７）高収益作物

ア 野菜

本県では、高品質かつ多彩な野菜が生産されているが、担い手の減少等により栽培面積は減少傾向にある。このため、新規就農者への支援や企業の農業参入等を進めることにより担い手を確保し、高品質な野菜が安定的に供給できる力強い産地を育成する。

また、近年、キャベツ、たまねぎ等の加工・業務用野菜の需要が拡大していることから、ＪＡや生産組合等と連携し、水田を積極的に利用して野菜の生産団地を育成する。

イ 果樹

桃、ぶどうなどの高品質なくだものを生産する産地として高い評価を受ける一方で、供給力の強化が課題となっており、拡大する首都圏、海外等からの市場ニーズに応えるため、水田を活用した園地の確保を推進し、高品質なくだものの供給力強化を図る。

ウ 花き・花木

花きは、全国有数の産地を誇るスイートピーとりんどうを中心に、多彩で高品質な生産が行われているが、特に県中北部を中心に作付けされているりんどうについては、水田を活用した産地規模の拡大や、新規就農者の確保・育成、県オリジナル品種のシリーズ化の取組により供給力強化を図る。

エ 小豆・ささげ

女性や高齢者でも取り組みやすい品目であり、降雨等で黒大豆の播種ができない場合の補完作物としても推進が可能である。ＪＡ等を中心に、実需者の求める品種を選定し、需要に応じた生産を進める。

5 作物ごとの作付予定面積等 ～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	28,288	—	28,288	—	26,320	—
備蓄米	0	—	36	—	156	—
飼料用米	297	—	868	—	2,200	—
米粉用米	27	—	81	—	130	—
新市場開拓用米	216	—	216	—	200	—
WCS用稲	477	—	533	—	600	—
加工用米	98	—	281	—	330	—
麦	3,439	—	3,540	—	3,640	—
大豆	—	—	1,470	—	1,700	—
飼料作物	1,165	—	1,214	—	1,400	—
・子実用とうもろこし	0	—	—	—	—	—
そば	96	—	106	—	130	—
なたね	0	—	1	—	1	—
地力増進作物	22	—	25	—	39	—
高収益作物	596	—	620	—	895	—
・野菜	541	—	554	—	780	—
・花き・花木	21	—	31	—	45	—
・果樹	34	—	35	—	70	—
・その他の高収益作物	—	—	—	—	—	—
その他	119	—	119	—	195	—
・雑穀	119	—	119	—	195	—
畑地化	39	—	38	—	53	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米	大規模作付助成 （飼料用米）	栽培面積	（令和 7 年度） 297ha	（令和 8 年度） 2, 200ha
	W C S 用稲	大規模作付助成 （W C S 用稲）	栽培面積	（令和 7 年度） 477ha	（令和 8 年度） 600ha
2	飼料用米	耕畜連携助成 （わら利用）	取組面積 作付面積に対する実施率	（令和 7 年度） 73ha （令和 7 年度） 25%	（令和 8 年度） 597ha （令和 8 年度） 27%
3	飼料作物等	耕畜連携助成 （水田放牧）	取組面積 作付面積に対する実施率	（令和 7 年度） 39ha （令和 7 年度） 3%	（令和 8 年度） 53ha （令和 8 年度） 4%
4	飼料作物等	耕畜連携助成 （資源循環）	取組面積 作付面積に対する実施率	（令和 7 年度） 373ha （令和 7 年度） 23%	（令和 8 年度） 504ha （令和 8 年度） 25%
5	新市場開拓用米	複数年契約加算 （新市場開拓用米）	取組面積	（令和 7 年度） 0ha	（令和 8 年度） 200ha
6	そば なたね	そば、なたね作付助成	取組面積	（令和 7 年度） 91ha	（令和 8 年度） 121. 1ha
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米作付助成	取組面積	（令和 7 年度） 39ha	（令和 8 年度） 200ha
8	地力増進作物	地力増進作物作付助成	取組面積	（令和 7 年度） 2ha	（令和 8 年度） 39ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は 3 年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:岡山県

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	大規模作付助成 (飼料用米:1ha以上3ha未満)	1	4,000	飼料用米	作付面積に応じて支援
1-2	大規模作付助成 (飼料用米:3ha以上5ha未満)	1	5,000		
1-3	大規模作付助成 (飼料用米:5ha以上)	1	8,000		
1-4	大規模作付助成 (WCS用稲:1ha以上)	1	10,000	WCS用稲	
2	耕畜連携助成(わら利用)	3	7,000	飼料用米	「利用供給協定」に基づく取組であること等
3-1	耕畜連携助成(水田放牧)	3	7,000	飼料作物等	「利用供給協定」に基づく取組であること等
3-2	耕畜連携助成(水田放牧) (二毛作)	4			
4-1	耕畜連携助成(資源循環)	3	7,000	飼料作物等	「利用供給協定」に基づく取組であること等
4-2	耕畜連携助成(資源循環) (二毛作)	4			
5	複数年契約加算 (新市場開拓用米)	1	10,000	新市場開拓用米	当年産から新たに結んだ3年以上の複数年契約を締結していること等
6	そば、なたね作付助成	1	20,000	そば、なたね	農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること等
7	新市場開拓用米作付助成	1	20,000	新市場開拓用米	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める当年産加工用米等取組計画書が受理されていること等
8	地力増進作物作付助成	1	20,000	地力増進作物	対象作物ごとに、適切な栽培管理を行い、地力増進に効果の見込まれる時期にすき込み作業等を行うこと等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。